審－１２－００１－００
ＪＬＭＡ審査会ＩＤ媒体表示ＷＧ(2011/08/22)

ＩＤ媒体を登録して使用する電気錠の登録済みＩＤ媒体表示に関する指針

第１　目的

「防犯性能の高い建物部品の普及・開発に関する官民合同会議」による防犯性能の高い建物部品の内、ＩＤ媒体を登録して使用する指定建物錠に属する電気錠について、そのシステムに登録されているＩＤ媒体の内容を購入者及び使用者に認識頂くことで安全性を確保する。

第２　製造、販売事業者様への要請事項

１　電気錠システムに登録されているＩＤ媒体の内容を認識頂く為の記載内容

（１）　電気錠システムに登録されているＩＤ媒体の内容が確認できる製品については、確認方法を記載する。

【記載例】

『この製品には、*複数（＊＊個）のＩＤ媒体（カード、タグ、リモコン）*を登録できます。
登録状況をご確認になりたい場合は、取扱説明書を参照してください。なお、賃貸住宅など管理会社によって鍵やIDが管理されている場合は、管理会社にご確認下さい。』

（上記、*斜体・下線*の部分は、製品の特性に応じて表現を変える。）

（２）　電気錠システムに登録されているＩＤ媒体の内容が確認できない製品については、登録内容の抹消、再登録方法を記載する。

【記載例】

『この製品には、*複数（＊＊個）のＩＤ媒体（カード、タグ、リモコン）*を登録できます。
ご自身で抹消・再登録されたい場合は、取扱説明書を参照してください。なお、賃貸住宅など管理会社によって鍵やIDが管理されている場合は、管理会社にご確認下さい。』

（上記、*斜体・下線*の部分は、製品の特性に応じて表現を変える。）

２　電気錠システムに登録されているＩＤ媒体の内容を認識頂く為の通知手段

購入者、及び使用者に確実に認識頂ける下記手段のいずれかにて記載する。

（１）　防犯性能表示の摘要欄に記載、又は記載した紙片を同梱
（２）　ＩＤ媒体、ＩＤ媒体受信部、又は電気錠操作部に直接記載
（３）　ＩＤ媒体、ＩＤ媒体受信部、又は電気錠操作部に記載したラベルを貼付け、又は紙片添付
（４）　ＩＤ媒体梱包資材に記載、但し梱包状態のまま購入者、及び使用者に届けられること
（５）　記載した紙片をＩＤ媒体に同梱、但し梱包状態のまま購入者、及び使用者に届けられること
（６）　その他購入者、及び使用者に届けられる手段